

2021年3月16日

内閣総理大臣 菅 義偉 様
財務大臣 麻生 太郎 様
厚生労働大臣 田村 憲久 様
厚生労働副大臣 山本 博司 様、三原 じゅん子 様
厚生労働大臣政務官 大隈 和英 様、こやり 隆史 様
衆参厚生労働委員会 委員 各位
中央社会保険医療協議会 会長 小塩 隆士 様
中央社会保険医療協議会 委員 各位
厚生労働省保険局医療課 課長 井内 努 様

京都府保険医療協会
理事長 鈴木 卓



2022年度医科診療報酬改定において 初・再診料などの引き上げを求める要望書

【要望内容】

1. 感染防止対策の評価として、初・再診料、外来診療料、小児科外来診療料等を10～30点引き上げること。
少なくとも2020年12月15日に臨時的取扱いとして新設された乳幼児感染予防対策加算100点（6歳未満の乳幼児について、診療毎に加算）を2021年10月以降も100点で算定できるようにし、2022年4月改定で正式に大臣告示して以降も算定できるようにすること。また、2021年4月診療分から同年9月診療分において臨時的取扱いとして新設予定の医科外来等感染症対策実施加算5点（初・再診料等算定毎）、入院感染症対策実施加算10点（1日につき）を2021年10月以降も算定できるようにし、2022年4月改定で正式に大臣告示して以降も算定できるようにすること。
2. 医師の「基本的な診察や処置等」の費用を評価するため、「1.」とは別に初・再診料、外来診療料、小児科外来診療料等を10～30点引き上げること。
3. 調剤技術基本料の「2 その他の患者に投薬を行った場合」14点を大幅に引き上げること（少なくとも16点以上引き上げること）。
4. 処方料の加算として一包化加算〔42日分以下34点（投与日数が7又はその端数が増すごとに／1回につき）、43日分以上240点〕を新設すること。

【要望理由】

貴職におかれましては、日本の社会保障制度の拡充のために、日夜ご奮闘いただき、真にありがとうございます。本会は京都府内で保険診療に従事する医師（保険医）2,310人で組織する団体です。社会保障の向上と国民医療の充実・発展を目指すことを目的に設立し、微力ながらさまざまな事業を展開しています。

さて、新型コロナウイルス感染症対策のため、医療機関の外来における感染症対策において、防護具（PPE）の必要性や、動線の確保、待機スペースの確保などの対応を迫られることによって、現在の初・再診料や小児科外来診療料の点数では「療養の給付」たる診療報酬点数として全く不足していることが明らかになりました。

従来から京都府保険医協会では、現在の初・再診料では『基本的な医療の提供に必要な人的、物的コスト』を補填するにも不足しており、医師の『基本的な診察や処置等』の費用は評価されていない。初・再診料は大幅に引き上げるべき」と要求しています。

また、入院外の調剤技術基本料が26年ぶりに6点引き上げられて14点になりました。しかし、算定要件である常勤薬剤師の勤務を確保するためには、まだまだ程遠い点数だと当会は判断しています。

さらに、院内投薬を行う医療機関の多くが患者の服薬管理のために分包機を購入し、一包化しているにも関わらず、これを評価した診療報酬が医科点数表にないことについて、一包化を評価する点数を新設することを求めてきました。

以上の理由により、当会は20年11月25日、全会員に対して「2022年度改定に向けて初・再診料等を引き上げるためのアンケート」を実施しました。対象者は2299人、回収数は240枚、回答率は10.4%でした（回答者は全員保険医）。その概要は以下の通りです。

- (1) 「市中肺炎、インフルエンザや新型感染症を含め、感染防止対策として初・再診料等を各何点引き上げるべきと要求しますか」との質問について、
 - ①初診料の引き上げについて、10～20点を35%、21～30点を23%、41点以上を22%の回答者（保険医）が求めました。
 - ②再診料の引き上げについて、5～10点を28%、10～20点を25%、31点以上を23%の回答者（保険医）が求めました。
 - ③小児科外来診療料の引き上げについて21～30点、31～40点、41点以上をそれぞれ23%の回答者（小児科を担当する保険医）が求めました。
- (2) 「現在は評価されていない（特に再診時）と思われる医師の「基本的な診察や処置等」の費用として、上記(1)とは別に初・再診料等を各何点引き上げるべきと要求しますか」との質問について、
 - ①初診料の引き上げについて、10～20点を36%、21～30点を21%、41点以上を19%の回答者（保険医）が求めました。
 - ②再診料の引き上げについて、5～10点を26%、10～20点を26%、31点以上を19%の回答者（保険医）が求めました。
 - ③小児科外来診療料の引き上げについて、21～30点を24%、31～40点を21%、41点以上を21%の回答者（小児科を担当する保険医）が求めました。
- (3) 院内投薬を行う会員に対して「常勤薬剤師の勤務を確保し、算定要件を満たして入院外の調剤技術基本料を算定するためには、何点引き上げるべきと要求しますか」との質問について、平均値で17点、中央値で10点引き上げるべきとの結果でした。「当然、調剤薬局と同じ点数であるべき」との意見も記載されていました。
- (4) 院内投薬を行う会員に対して「院内投薬のための分包機を所有されていますか」との質問について、61%が所有していると回答しました。一包化の実施率を質問したところ、平均値で30%、中央値で20%の患者に対して、一包化が実施されていました。
- (5) 「分包機を所有している」方に、一包化に対する点数を新設する場合、何点を要求しますか」との質問について、81%の方が調剤薬局の調剤報酬と同じ点数とすべきと回答しました。

詳細は同封のアンケート結果をご参照ください。

このアンケート結果を踏まえ、次回2022年度医科診療報酬改定において、上記【要望内容】を実現していただきたく、貴職に対して要望いたします。

以上